

保存期間：10年

資料	3
----	---

## 文書回答手続の概要

# 文書回答手続の概要

## 1 文書回答手続

文書回答手続とは、実際の取引、事実関係に対する税務上の取扱いがどうなるのかについて納税者等から事前に照会があった場合、その回答を文書により行うとともに、その内容を公表するという制度である。この制度は、納税者利便の一層の向上、同様の取引を行う他の納税者等にも税務上の取扱いについての予測可能性を与えることなどを目的として、平成13年9月に導入された。

## 2 手続の見直しの経緯及び概要等

制度導入時点においては、文書回答の対象を基本的に汎用性の高い取引に限っていたが、これに対し、納税者の予測可能性の一層の向上を図る観点等から、対象範囲を見直すべきとの議論がなされた。

国税庁としても、制度の定着を踏まえながら、より利便性の高い制度となるよう、こうした議論も勘案し、同様の手続が最も定着している米国の制度を参考に、濫用防止等の措置を整備しつつ、対象範囲を拡充するための見直しを行い、平成16年3月29日受付分から実施した。

### 【主な変更点】

従来、対象外であった「特定の納税者の個別事情に係る取引等」についても、手続の濫用防止等の観点から設けた一定の要件に該当しない限り、文書回答手続の対象とした。

同一の業種・業態に共通する一般的な照会については、一定の要件の下に、同業者団体等からの照会に対し一般的な回答を行うという手続を別途設けた。

## 3 最近の文書回答手続の運用状況

新しい文書回答手続の下では、従来対象とならなかった個別性の強い新たな取引に関する照会、同業者団体やこれを所管する中央省庁からの照会に対して回答を行っていることもあり、照会件数は、導入後の1年間で55件だったものが、見直し後の1年間では98件と増加傾向にある。

## 税務上の取扱いに関する事前照会に対する 文書回答について

国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の申出（以下「事前照会」といいます。）があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を公表するという納税者サービス（以下「文書回答手続」といいます。）を行っております。この文書回答手続の概要は、次に記載のとおりです。

### 文書回答手続の対象となる事前照会の範囲

事前照会を行う方（以下「事前照会者」といいます。）が、自ら実際に行う（又は行った）取引等についての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の取扱いに関する事前照会であって、これまでに法令解釈通達などにより、その取扱いが明らかにされていないもの

（注）事前照会を代理人を通じて行う場合は、その代理人は税理士法第 2 条に規定する「税理士業務」を行うことができる方であることが必要となります。

取引等に係る国税の申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の事前照会であることが必要です。次のことに同意していただけることが必要です。

- ・ 審査に必要な資料の提出をしていただけること
- ・ 事前照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること（公表について関係者の同意を得ることも含みます。）
- ・ 照会内容等の公表等に伴って発生した不利益や問題については、事前照会者の責任において、関係者間で解決していただくこと

（注）平成 16 年 3 月 29 日以後に受け付ける事前照会から、特定の納税者の個別事情に係るものであっても、一定の要件に該当しない限り、文書回答手続の対象となりました。

ただし、次に掲げるものについては、文書回答手続の対象にはなりません。

### 文書回答手続の対象とならない主なもの

取引等の事実関係等に、仮定や選択の余地のある部分があるもの（回答の結果次第によって取引等を行うかどうかを決定しようとしているものを含みます。）

調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に関係するもの  
個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの（例えば、法人税法上の役員の大報酬等の判定や個々の相続財産の評価に関するものなど）

取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの  
提出された資料だけでは事実関係の判断ができず、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を必要とするもの

その他、この文書回答手続の対象として適切でないと認められるもの（詳細につきましては、裏面に記載の税務署等の受付窓口でお尋ねいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。）

（注）次のように、別途手続が定められているもの（例示）については、従前どおりの担当部署で受け付けております。詳しくは税務署の窓口でお尋ねください。

- イ 国税に関する法令に定める承認申請等に関するもの（国等に対する財産の寄附についての譲渡所得等の非課税承認に関する事前確認など）
- ロ 譲渡所得等に係る収用等の特例の適用に関する事前協議
- ハ 国等に対する寄附金の事前確認
- ニ 独立企業間価格の算定方法等の確認

## 受 付 窓 口

文書回答手続による事前照会を行う場合には、税務署に備え付けております「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」の用紙（国税庁ホームページで提供している様式を印刷して利用することもできます。）に必要事項をご記入の上、必要な関係資料を添えて、事前照会者の納税地を所轄する税務署の担当部門（例えば、法人税については法人課税部門、所得税については個人課税部門等）に提出してください。

ただし、次の事前照会については、受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

- (1) 国税局調査部（課）所管法人が行う法人税及び消費税の事前照会  
その法人を所管する国税局の調査審理課（調査管理課、調査課）
- (2) 酒税の事前照会  
製造場等の所在地を所轄する税務署（国税局所管の製造場等の場合は、国税局の酒税課）
- (3) 間接諸税（印紙税を除きます。）の事前照会  
製造場等の所在地を所轄する国税局の消費税課

## 回 答 ま で の 手 続 等

- (1) 上記の受付窓口で受け付けた事前照会の内容に関する具体的な審査及び回答は、国税局の審理課（審理官）又は酒税課で行います。
- (2) 審査の過程で、必要に応じて資料の追加提出等をお願いする場合があります。
- (3) 文書回答が行われるかどうかについては、国税局等の審査の結果によりますので、場合によっては、税務署等で受け付けた後でも、文書回答ができない旨の連絡をさせていただくこともあります。あらかじめご承知おきください。
- (4) 文書回答は、照会文書に記載された事前照会者の見解に対して、「貴見のとおりで差し支えありません」又は「貴見のとおり取り扱われるとは限りません」という形式で行われます。
- (5) 文書回答が行われる場合には、事前照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることになります。公表に同意いただけない場合には、文書回答は行われません。

## ご留意いただきたい事項

- (1) 回答までに要する期間については、事前照会の内容などにもよりますので、あらかじめ申し上げることはできません。事前照会の対象となった取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、（口頭回答を含め）文書回答は行われませんので、審査に必要な資料をご用意いただく期間や審査に要する期間などをご考慮の上、ある程度の期間を見込んでご照会ください。
- (2) 文書回答手続は、納税者サービスの一環として実施しているものであり、その内容が事前照会者の申告内容等を拘束する性格のものではありません。したがって、事前照会に対する回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答が行われないことなどに対して不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりません。
- (3) 事前照会に際して提出していただいた書類、資料については、文書回答の有無を問わず、返却いたしませんので、ご注意ください。

文書回答手続に関する事務運営指針は、国税庁のホームページに掲載し公開しております。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>



国 税 局 ・ 税 務 署

この社会あなたの税がいきている

## 同業者団体等からの税務上の取扱いに関する照会に対する文書回答について

国税庁及び国税局では、同業者団体等の皆様から、傘下の構成事業者に共通する「取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の申出（以下「照会」といいます。）があった場合に、その照会が一定の要件に該当し、かつ、多数の納税者の皆様の予測可能性の向上等に役立つと認められるときは、文書により一般的な回答を行うとともに、その照会及び回答の内容等を公表するという手続（以下「一般文書回答手続」といいます。）を設けております。

一般文書回答手続の概要は、次に記載のとおりです。

（注）この手続における「同業者団体等」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする、業種等と同じくする相当数の事業者の結合体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体になります。）及びこれを所管する国又は地方公共団体の行政機関をいいます。

### 一般文書回答手続の対象となる照会の範囲

多数の納税者の予測可能性の向上等の観点から、一般文書回答手続による文書回答を行うことが相当であると国税庁又は国税局が判断したもの

照会を行う同業者団体等（以下「照会者」といいます。）の構成事業者が行う取引等についての国税に関する法令の解釈・適用その他の税務上の一般的な取扱いに関する照会であって、これまでに法令解釈通達などにより、その取扱いが明らかにされていないものであることが必要です。

照会者の構成事業者の業種・業態に共通する取引等に係る照会であって、同様の業種・業態の多数の納税者からの照会が予想されることが必要です。

次のことに同意していただくことが必要です。

- ・ 審査に必要な資料の提出をしていただけること
- ・ 照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること（公表について関係者の同意を得ることを含みます。）
- ・ 照会内容等の公表等に伴って発生した不利益や問題については、照会者の責任において関係者間で解決していただくこと

ただし、次に掲げるものについては、一般文書回答手続の対象にはなりません。

### 一般文書回答手続の対象とならない主なもの

照会者が自ら当事者となって行う取引等や、傘下の特定の構成事業者の個別の事情に係る取引等に係るもの（傘下の構成事業者の個別の事情に係る取引等について、照会者が代理、取り次ぎ等の立場で照会する場合は、この手続の対象とはなりません。）

調査等の手続、徴収手続、酒類等の製造免許若しくは酒類の販売業免許又は酒類行政に係るもの

取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるもの

提出された資料だけでは事実関係の判断ができず、別途事実関係の認定を必要とするもの  
一般文書回答手続以外に別途手続が定められているもの

その他、この手続の対象として適切でないと思われるもの（詳細につきましては、裏面に記載の国税局の受付窓口でお尋ねいただくか、国税庁のホームページでご確認ください。）

## 受 付 窓 口

一般文書回答手続による照会を行う場合には、国税局審理課（審理官）又は税務署に備え付けております「取引等に係る税務上の取扱い等に関する照会（同業者団体等用）」の用紙（国税庁ホームページで提供している様式を印刷して利用することもできます。）に必要事項をご記入の上、必要な関係資料を添えて、照会者の主たる事務所の所在地を所轄する国税局の審理課（審理官）に提出してください。

ただし、酒税、間接諸税（印紙税を除きます。）の受付窓口については、それぞれ国税局の酒税課、消費税課となりますので、ご注意ください。

## 回 答 ま だ の 手 続 等

- (1) 上記の受付窓口で受け付けた照会の内容に関する具体的な審査及び回答は、国税局の審理課（審理官）、酒税課又は国税庁の審理室で行います。
- (2) 審査の過程で、必要に応じて資料の追加提出等をお願いする場合があります。
- (3) 文書回答が行われるかどうかについては、国税局等の審査の結果によりますので、場合によっては、国税局等で受け付けた後でも、文書回答ができない旨の連絡をさせていただくこともあります。あらかじめご承知おきください。
- (4) 文書回答は、照会文書に記載された照会者の見解に対して、「貴見のとおりで差し支えありません」又は「貴見のとおり取り扱われるとは限りません」という形式で行われます。
- (5) 文書回答が行われる場合には、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されることとなります。公表に同意いただけない場合には、文書回答は行われません。

## ご留意いただきたい事項

- (1) 回答までに要する期間については、照会の内容などにもよりますので、あらかじめ申し上げることはできません。審査に必要な資料をご用意いただく期間や審査に要する期間などをご考慮の上、ある程度の期間を見込んでご照会ください。
- (2) 一般文書回答手続に基づく回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提とした一般的なものであり、個別具体的な取引等に適用する場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。
- (3) 照会及び回答文書の内容につきましては、多数の納税者の皆様の予測可能性の向上等に役立てていただくために、速やかに公表することとしております（公表の延期措置はありません。）
- (4) 一般文書回答手続は、納税者サービスの一環として実施しているものであり、その内容が照会者の構成事業者の申告内容等を拘束する性格のものではありません。したがって、回答内容に不服がある場合や一定の期間内に回答が行われないことなどに対して不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりません。
- (5) 照会に際して提出していただいた書類、資料については、文書回答の有無を問わず、返却いたしませんので、ご注意ください。

一般文書回答手続に関する事務運営指針は、国税庁のホームページに掲載し公開しております。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>



国 税 局 ・ 税 務 署

この社会あなたの税がいきている